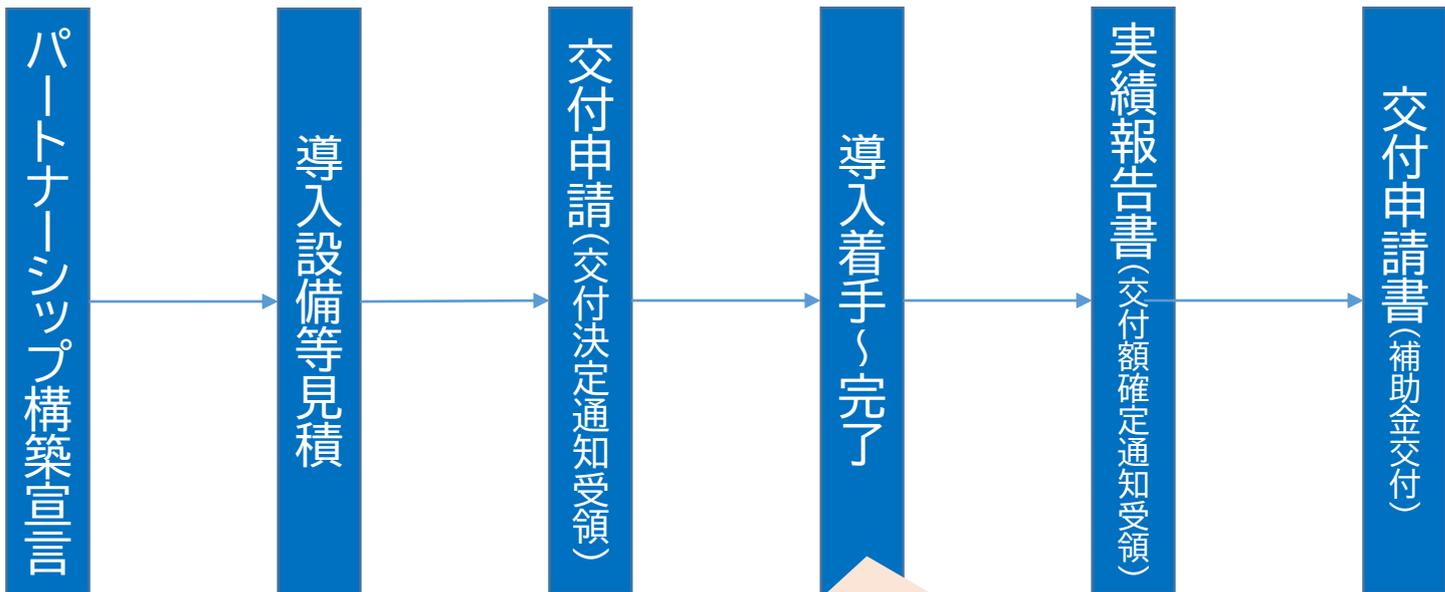


# ◆申請フロー



**【注意】**  
 交付決定通知を受領してから着手してください。

# ◆パートナーシップ構築宣言

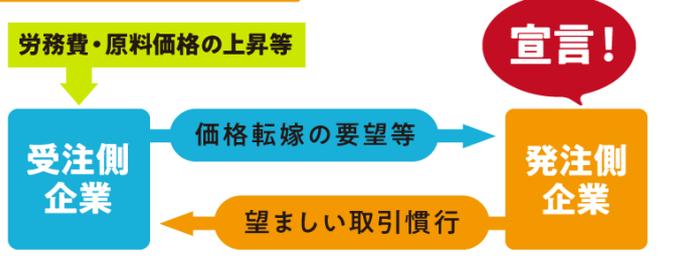
事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言では、下記の(1)(2)を宣言します。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携
  - ・オープンイノベーション
  - ・IT実装
  - ・グリーン化 等
- (2) 中小受託事業者との望ましい取引慣行(「振興基準」)の遵守

**【参考】**パートナーシップ構築宣言HP  
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

## 宣言のイメージ



取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

## 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

- ① 取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行(振興基準※)の遵守
- その他独自の取組

※受託中小企業振興法に基づく基準

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

- ② 「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

- ③ 「宣言」企業は「ロゴマーク」を使用することができます。



<ロゴマークに込められた思い>  
 大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

- ④ 一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

### 「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会  
 03-6228-3802  
 提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>

### 「宣言」の内容について

- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局  
 ● 中小企業庁取引課 03-3501-1511



当協会と都道府県協会の連携により  
 中小企業を支援します。  
 公益財団法人  
 全国中小企業振興機関協会

